

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◆ 告示
  - 町等の区域の変更等
  - 保険医療機関等の指定
  - 保険医の登録
  - 保険医等の登録
  - 土地改良法による換地計画の適否の決定 (三件)
  - 土地改良事業計画の変更の認可
  - 鳥獣保護区の存続期間の更新
  - 土地収用法による事業の認定
  - 土地区画整理法による換地処分
  - 開発行為に関する工事の完了
  - 都市計画事業の認可
- ◆ 選管告示
  - 政治団体の設立の届出
  - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
  - 政治団体の解散の届出
  - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◆ 公安規則
  - 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

## 告示

### 鳥取県告示第二百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三條第四項後段の規定による田島土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田島	区域を変更する町及び字の名称	田島字前田下通り式 三一七の六、三一八の二から三一八の四まで、三一九の六から三一九の一〇まで、三一九の一、三二六の二、三二七、三二八の二、三二八の五、三二八の六、三二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、田島字前田下通り巻 三三四の一、三三五の一、三三五の
	同上の区域(昭和五十五年八月二十八日現在の地番による。)	

三、三三五の四、三三六の二、三三六の三、三三七の一、三三七の二、三三八の一、三三八の三、三三九の五、三三九の六、三四〇の二、三四一の一、三四一の二、三四一の四、三四二の一、三四二の二、三四二の四から三四二の六まで、三四三の一、三四三の二、三四四の一、三四四の二、三四五の四から三四五の四まで、三四六の二、三四七の一から三四七の六まで、三四八の二、三四八の二、三五五の一、三五五の二、三五六の一、三五六の二、三五七の二及びこれらと一体をなす国有地、田島字池端田淵通り三六八、三六九の一、三七〇の一、三七〇の二、三七一、三七二、三七二、三七四の一から三七四の三まで、三七五、三七六の一から三七六の三まで、三七七の一から三七七の五まで、三七八から三八一まで、三八二の一から三八二の三まで、三八三の一から三八三の三まで、三八四の一から三八四の六まで、三八五の一から三八五の二まで、三八六、三八七の一、三八七の二、三八八の一から三八八の四まで、三八九、三八九の一、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一から三九一の四まで、三九二の一から三九二の三まで、三九三の一から三九三の六まで、三九四の一、三九四の三から三九四の七まで及びこれらと一体をなす国有地、田島字池端中道通りの全域、田島字前畑ケ四〇六、四〇七、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九の一から四〇九の四まで、四一〇、四一一、四一一の一、四一二から四一四まで、<sup>四一五</sup>四一〇の一、<sup>四一五</sup>合併、四一六の一、四一六の二、四一八、四一九、四一九の一、四二〇、四二七、四二八、

田島字上土居	田島字上土居の全域、田島字池端田淵通り三六九の二及びこれと一体をなす国有地並びに田島字前畑ケ四三〇の三及び四三一の二
田島字前畑ケ	田島字前畑ケのうち四〇六、四〇七、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九の一から四〇九の四まで、四一〇、四一一、四一一の一、四一二から四一四まで、 <sup>四一五</sup> 合併、四一六の一、四一六の二、四一八、四一九、四一九の一、四二〇、四二七、四二八、四二九、四三〇の一から四三〇の三まで、四三一の一、四三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
四二九、四三〇の一、四三〇の二、四三一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、田島字東土居五〇三及び五〇四、田島字宮ノ下五〇五の一から五〇五の三まで、五〇七、五〇九、五一〇、五一〇の一、五一一の一、五一一の二、五一二の一、五一二の二、五一三の一から五一三の四まで、五一五、五一六の一、五一六の二、五一八の一から五一八の四まで、五一九の一から五一九の五まで、五二一の一、五二一の二、五二二の二から五二二の九まで、五二二の七から五二二の九まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、田島字西土居五二四の一から五二四の四まで的一部、五二五の一部、五二六、五二七、五二七の二及びこれらと一体をなす国有地、田園町三丁目三二九の二並びに松並町一丁目一七四の一の一部及び一七四の二	

<p>田島字東土居</p>	<p>田島字東土居のうち五〇三及び五〇四以外の区域並びに田島字宮ノ下五〇八</p>
<p>田島字西土居</p>	<p>田島字西土居のうち五二四の二から五二四の四まで、五二五から五二七まで、五二七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>田園町一丁目</p>	<p>田園町一丁目の全域並びに田島字前田下通り巷 三四六の一の一部、三四六の五の一部、三四六の六の一部、三四八の一、三四九、三五〇、三五一の二から三五一の五まで、三五二の二から三五二の三まで、三五三の二から三五三の六まで、三五四の二、三五七の二、三五八、三五九及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田園町三丁目</p>	<p>田園町三丁目のうち三三九の二、三三五の一六、三三五の一七、三六六の一、三六七の一、三六八の四から三六八の七まで、三七二の二、三七二の三、三七二の四、三七二の五から三七二の七まで、三七四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに田島字前田下通り巷 三三九の三、三三九の七、三四〇の二の一部、三四一の三、三四二の三、三四六の二の一部、三四六の三、三四六の四、三四六の五の一部、三四六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>田園町四丁目</p>	<p>田園町四丁目のうち二二〇の二、二二〇の三、二二〇の五から二二〇の二二まで、二二二の二、二二二の三、二二二</p>
<p>松並町一丁目</p>	<p>三の三以外の区域、田園町三丁目三三五の一六、三三五の一七、三六六の一、三六七の一、三六八の四から三六八の七まで、三七二の二、三七二の三、三七二の四、三七二の五から三七二の七まで、三七四の二及びこれらと一体をなす国有地、田島字前田下通り巷 三二五の二、三二八の一、三二八の三、三二八の七から三二八の一〇まで、三二九の一、三二九の三から三二九の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに田島字前田下通り巷 三三〇の二から三三〇の七まで、三三六の一、三三八の二、三三九の一、三三九の二、三三九の四、三三九の八、三三九の九、三四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>松並町一丁目</p>	<p>松並町一丁目のうち一七四の二の一部及び一七四の二以外の区域、田園町四丁目二二〇の二、二二〇の三、二二〇の五から二二〇の二二まで、二二二の二、二二二の三、二二二の四、二二二の五から二二二の七まで、二二二の二から二二二の七まで、三二二の二、三二二の三、三二二の四、三二二の五から三二二の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三一九の一六、三二五の三及び三二九の三と一体をなす国有地の一部、田島字宮ノ下五二一の三から五二一の一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五二一の一及び五二一の一九と一体をなす国有地の一部並びに田島字西土居五二四の二</p>

ら五二四の四までの一部、五二五の一部及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名  
田島字前田下通り式、田島字前田下通り壹、田島字池端田測通り、田島字池端中道通り及び田島字宮ノ下

鳥取県告示第二百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和五十六年三月十五日
岡齒科医院	米子市上後藤三〇四―四	〃
くすだ薬局卯垣支店	鳥取市卯垣二一八―二四	〃
有限会社常田薬局	鳥取市西町二丁目一〇一	昭和五十六年三月一日

鳥取県告示第二百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
五明田 孝	鳥 医 第二、五八三号	昭和五十六年二月五日
崎 平 公子	鳥 医 第二、五八四号	昭和五十六年二月九日

鳥取県告示第二百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木津京子	鳥医 第二、五八七号	昭和五十六年二月十六日
大砂 正	鳥医 第二、五八八号	昭和五十六年二月二十三日
奥 京子	鳥 葉 第四四六号	〃

鳥取県告示第二百三十九号

昭和五十六年二月四日付けで八東町から申請のあつた南地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年三月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十号

昭和五十六年二月十九日付けで岸本町から申請のあつた真野地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十六年三月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岸本町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十一号

昭和五十六年二月十九日付けで岸本町から申請のあつた立岩地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年三月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良（左近地区農地開発）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第

五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年三月九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面積
	日野郡日野町下黒坂地内の町道黒坂敷津線と町道矢倉線との交差点を基点とし、同点から同町道を北方に進み下黒坂から県道黒坂溝口線に通		

鶺ノ池  
鳥獣保護区

ずる山道(通称鶺ノ池尻山道)に至り、同山道を西方に進み県道黒坂溝口線に至り、同県道を北東に進み矢倉峠を経て溝口町福岡地内の山道(旧二部村道) 芦谷線との交差点に至り、同点から同山道を南東に進み日野町との境界を経て林道大谷線に至り、同林道を南方に進み町道下黒坂線に至り、同町道を西方に進み町道下榎柿ヶ瀬線との交差点に至り、同点から下榎安原水路を西方に進み日野町根妻地内の根妻水路に至り、同水路を日野川左岸にそって南西及び西方に進み藪津橋に至り、同橋から町道黒坂藪津線を西方に進み基点に至る線により囲まれた一円の地域

昭和五十六年三月十六日から  
昭和六十五年三月三十日まで  
七三八ヘクタール

鳥取県告示第二百四十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 青谷町

二 事業の種類 中郷多目的研修センター建設事業

三 起 業 地

1 収用の部分 気高郡青谷町大字亀尻字走り出地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第二百四十五号

鳥取都市計画事業田島土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十六年二月二十五日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年三月十九日 鳥取県指令受米土維第十三百七十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字西原堂ノ西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原二二三

森住 昭夫

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

郡家町

二 都市計画事業の種類及び名称

八頭中央都市計画下水道事業 カセサイ都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十六年三月十三日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

八頭郡郡家町大字郡家字金石上分、字金石下分、字背戸田上分、字背戸田下分、字茅林、字町尻、字カセサイ上分、字カセサイ下分及び字下田井上分、大字久能寺字練塚及び字上沖代、大字池田字練塚、字中筋上分、字中郡家、字天王木南分及び字天王木北分並びに大字福本字天王木西分及び字池田地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第二百四十八号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同法第九項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業



二 施行者の名称

鳥取県

三 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町、吉方、

富安二丁目、南吉方一丁目及び吉方温泉三丁目の各一部

四 事業施行期間

変更前 昭和四十五年十月十六日から昭和五十六年三月三十一日まで

変更後 昭和四十五年十月十六日から昭和六十一年三月三十一日まで

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県土木部都市開発課

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年十月十二日

七 事業計画の変更の年月日

昭和五十六年三月七日

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考
小林実後援会	細田喜太郎	細田 一朗	八頭郡郡家町花二六八一	その他 の政治 団体
西村甚太郎後援 会	岸本 貞治	豊田 憲夫	八頭郡郡家町稲荷六一	"
沢徳次郎後援会	沢 時二	沢 貞治	岩美郡岩美町大谷七七〇	"
谷本正和後援会	中原 明	牧田 吉保	東伯郡北条町曲三一六	"

### 鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
公明党鳥取総支部	会計責任者	安木精一	加賀田義雄
自由民主党気高町支部	〃	大山福平	湯口程治
平林鴻三福部後援会	主たる事務所の所在地	岩美郡福部村細川七三二	岩美郡福部村細川三三六
〃	代表者	浜本力六	山根秀雄
村田実後援会	〃	森本晴美	山根舜象
河本三男後援会	会計責任者	向井喜雄	稲並佐都留
自由民主党河原町支部	代表者	西田春政	山口 享
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町用瀬三一五	八頭郡用瀬町鷹狩七六七四
〃	代表者	西村正洋	小林忠孝
増田昭後援会	会計責任者	岸田善満	佐々木 敬
自由民主党若桜町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡若桜町若桜	八頭郡若桜町吉川三一三
〃	代表者	岩本敏光	上田郁夫
金 曜 会	主たる事務所の所在地	倉吉市越中町一五六七七八	倉吉市瀬崎町二七二六
〃	代表者	安藤允雄	津村幸政
〃	会計責任者	日野節太郎	井上 彬

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	備考
渡辺武・やすだ 睦美気高町後援会	氏名	者氏名	村上 治 岡野 由敬	その他 の政治 団体
			五 気高郡気高町浜村四六一四	

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

◎その他の政治団体

期間 昭和54年1月1日～昭和54年12月31日

河本三男後援会

報告年月日 昭和56年2月6日

1 収入総額 1,000円

2 支出総額 0

前年繰越額 1,000

角田勇一後援会

報告年月日 昭和56年2月14日

1 収入総額 240,000円

2 支出総額 233,100

3 収入の内訳

寄附 240,000

個人分 200,000

団体分 40,000

4 支出の内訳

経常経費 59,100

事務所費 59,100

政治活動費 174,000

組織活動費 174,000

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所、所在地) (個人分)

年間100万円以下のもの200,000

(団体分)

年間100万円以下のもの 40,000

谷口蓮雄後援会

報告年月日 昭和56年2月27日

1 収入総額 0円

2 支出総額 0

古井喜実中部後援会

報告年月日 昭和56年3月4日

1 収入総額 1,707,046円

2 支出総額 1,704,739

3 収入の内訳

寄附 1,620,000

政治団体分 1,620,000

前年繰越額 87,046

4 支出の内訳

経常経費 1,645,989

人件費 450,000

光熱水費 24,998

備品、消耗品費 402,525

事務所費 768,466

政治活動費 58,750

組織活動費 47,750

宣伝事業費 11,000

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所、所在地)

(政治団体分)

古井喜実を激励する会 1,620,000 鳥取市

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県郡家警察署の若松警察官派出所の項中「大字赤松」の下に「大字大炊、大字岸野、大字糸白見、大字根安、大字不香田、大字長砂、

大字浅井、大字湯原、大字測見、大字茗荷谷、大字春米」を加え、同表の鳥取県郡家警察署の若桜町浅井警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県郡家警察署の河原町河原警察官駐在所の項中「、大字赤子田」を削り、同表の鳥取県米子警察署の加茂町警察官派出所の項中「天神町一丁目」の下に「、天神町二丁目」を、「立町三丁目」の下に「、立町四丁目」を加え、「錦町三丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目」を「内町、西町、久米町」に改め、同項の次に鳥取県米子警察署の旗ヶ崎警察官派出所の項として次のように加える。

旗ヶ崎警察官派出所	米子市旗ヶ崎
	米子市のうち 灘町二丁目、灘町二丁目、灘町三丁目、 花園町、旗ヶ崎、安倍、上後藤、三旗町

別表の鳥取県米子警察署の錦公園警察官派出所の項を削り、同表の鳥取県米子警察署の角盤町警察官派出所の項中「、角盤町二丁目」の下に「、角盤町三丁目、角盤町四丁目」を、「錦町二丁目」の下に「、錦町三丁目」を加え、同表の鳥取県米子警察署の両三柳警察官派出所の項中「、上後藤、安倍」及び「、三旗町」を削り、同表の鳥取県境港警察署の昭和町警察官派出所の項中「、東本町、朝日町」、「、湊町、元町」及び「、相生町」を削り、同表の鳥取県境港警察署の日ノ出町警察官派出所の項中「京町」の下に「、朝日町、相生町、東本町、元町、湊町、外江町の一部（通称一区、二区）」を加え、同表の鳥取県境港警察署の境港市竹内町警察官駐在所の項中「、高松町、誠道町」を削り、同項の次に鳥取県境港警察署の境港市誠道町警察官駐在所の項として次のように加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】

境港市誠道町警察官駐在所

境港市誠道町

境港市のうち  
誠道町、高松町、新屋町の一部(市道三軒屋高松線以北)、小篠津町の一部(通称三軒屋、内官舎、畜産団地)

別表の鳥取県境港警察署の境港市佐斐神町警察官駐在所の項中「新屋町、小篠津町」を「新屋町の一部(市道三軒屋高松線以南)、小篠津町の一部(通称三軒屋、内官舎、畜産団地を除く)」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市外江町警察官駐在所の項中

境港市のうち 外江町の一部(通称一区、二区を除く)。	境港市のうち 外江町
-------------------------------	---------------

に改め、同表の

鳥取県溝口警察署の溝口町溝口警察官駐在所の項中「、溝口」の下に「、貴住」を加え、同表の鳥取県溝口警察署の江府町武庫警察官駐在所の項中「、大字俣野」を削り、同項の次に鳥取県溝口警察署の江府町俣野警察官駐在所の項として次のように加える。

江府町俣野警察官駐在所	江府町大字俣野	江府町のうち 大字俣野
-------------	---------	----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。